|  |
| --- |
| 一般社団法人　日本保険仲立人協会 |
| 保険士認定制度のご案内 |
| 　　　　　　　　申込期間2018年8月1日～9月30日 |

2018年度認定申請ガイド

この認定申請ガイドは、保険士の称号認定を受けるにあたり、制度の内容、申請要領等を説明しています。

保険士の認定を希望される方は、本ガイドに従って申請手続をお願いします。

１．保険士認定制度導入の趣意書 　P２

２．保険士認定制度とは　　　　　　 　 P3

３．認定申請要領 　 P4～７

４．2018年度審査委員（外部有識者）のご紹介 P８

5．書式 P９～1７

1.保険士認定制度導入の趣意書

２０１８年８月

一般社団法人　日本保険仲立人協会

理事長　平賀　暁

保険仲立人（保険ブローカー）は、日本の保険業界の国際的な整合性と販売チャンネルの多様化による競争の促進により利用者利便の向上を図ると共に、我が国のリスクマネジメント力の向上に貢献する新たな担い手として1997年に導入されました。

爾来20年以上の年月を経た今日、商慣習や企業文化のなど様々な壁が依然立ちはだかっており、市場で十分認知評価されているとは言いきれません。しかしながら、保険仲立人登録会社は48社、保険仲立人資格保有者は約1500名と、ゆっくりではありますが着実に芽吹いてきていると言えます。個々の事業者とその社員の努力により保険仲立人が提供するサービスの価値が徐々に認められてきていることの証でしょう。

一方、企業の海外進出、クロスボーダーのM&Aなどにより国境の垣根は益々低くなり、どの企業も厳しい国際競争に晒されており、企業経営のあらゆる局面でベストプラクティスが求められるようになっています。リスクマネジメントの分野でも、競争力の維持と企業価値の向上の為には、リスク移転の手段の一つである保険購入・活用のプロセスや補償内容の拡大深化を目指してグローバル基準でのベストプラクティスが求められるようになっています。企業社会で生きている個人を取り巻くリスク環境も同様と言えるでしょう。

こうした社会の変化の中、私たちは、**保険とリスクに関するオールラウンドでプロフェショナルな担い手であることを今こそ強く自覚し、更なる研鑽に励み社会の要請に応えていかなくてはなりません。**

協会は、保険仲立人資格や試験制度を通して業界の業務に従事する者の資質や能力の向上にむけて、教材の改定や試験制度の適切な運用にこれまで注力してきました。**保険仲立人の有資格者は、難関の試験を突破した高い専門性と倫理精神を有した専門職業人としての資質・能力を有していると認められた者です。**　**これらの者が、これからも更なる能力向上に向けて一層の切磋琢磨を続けていくひとつの動機になればと願い**、**保険仲立人資格（損保資格と生保資格の両方）を有し実践での経験を基に専門職業人としてさらに錬成された者**に対して、協会が商標として権利を保有している**“保険士”という称号を認定付与する制度**を導入することとしました。

これにより、**保険仲立人業務に従事する者が、一層の自己研鑽に励み、実践業務を通して社会全体のリスクマネジメント力の向上、保険活用の高度化、効率化の促進にこれまで以上に貢献していけるよう**になることを切望するものです。

２．保険士認定制度とは

**（１）．保険士認定制度導入の目的**

保険仲立人資格（損保資格と生保資格の双方）を有し、実践での経験を通して専門職業人として錬成された者に対して、協会が商標として権利を保有している「保険士」の称号を認定付与する制度です。保険仲立人資格制度と相乗することを通して、有為なプロフェショナルを育成する一助となることを目的としています。

**（２）．応募条件**

下記の２つの応募条件を同時に充たしていることが条件です。

**応募条件１**

当協会が実施している損害保険仲立人試験と生命保険仲立人試験の両方に合格して「保険仲立人資格」の認定を収得しており有効期限内であること。

「保険仲立人資格」の有効期限が2018年12月31日である場合は、今年度の資格更新研修を完了して「保険仲立人資格」が更新されることが必要となります。

**応募条件２**

応募時点で、資格取得日（損保、生保で取得日が異なる場合は、新しい方の日付）から３年以上経過しており、保険仲立人登録者として保険仲立人業務に３年以上の実務経験を有していること。

資格取得から３年未満、また保険仲立人業務の経験が３年未満の場合でもリスクマネジメント並びにリスクに即した保険設計や保険契約の取扱いに業務として携わり**協会が認めた**保険媒介業務に準ずる業務に従事した経験がある場合にはその業務経験の期間も応募条件２の実務経験の年数に含めることができます。

３．認定申請要領

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　容 |
| １．認定申請 | (１)**申込期間は、2018年8月1日から9月30日迄です。**(２)**保険士認定申請書（書式１）**を使用して下記をご記入。　①氏名、生年月日、自宅住所、連絡先　　　②勤務先名、同住所、所属並びに役職、メールアドレス③保険仲立人資格の取得状況（３）**業務経験自己申告書（書式２）**を記入（４）上記の２つの書類をファイル添付してEメールで協会事務局保険士専用アドレス（pria@jiba.jp）　宛てに送付　(５)**認定申請料　30,000円**。下記の指定口座に振込み願います。振込手数料は振込人ご負担です。**三井住友銀行　日本橋支店****口座番号 　　普通　８３３９２６４****口座名義 　　一般社団法人　日本保険仲立人協会　 試験口****ｼｬ)ﾆﾎﾝﾎｹﾝﾅｶﾀﾞﾁﾆﾝｷｮｳｶｲ ｼｹﾝｸﾞﾁ** |
| ２小.論文の提出. | 実務経験を通して錬成され称号付与にふさわしい見識や問題意識を有しているかどうかを申請者が提出する小論文により審査します。（１）小論文の提出期限は、申請受付期限と同じ**2018年9月30日**（２）作成時の仕様Ａ４縦、ＷＯＲＤ仕様、明朝体、フォントサイズ11級、ページ余白は標準の設定で本文の字数が４０００字以内。図、写真の挿入は可とし、字数には含みません。・1行目に「２０１８年日本保険仲立人協会認定　保険士」・2行目に氏名、所属、生年月日・3行目に論文のテーマ　・4行目　空欄　（サブタイトルに使用可）・5行目から　本文開始（３）ファイル名は　“本人氏名のローマ字綴り（英数半角）-pria2018“　　　　（例）　保険　太郎　　⇒　hoken tarou-pria2018**（４）小論文は、（３）のファイルを添付してＥメールで協会事務局保険士専用アドレス**pria@jiba.jp **に送付してください** |
| ３．小論文のテーマについて | （１）　リスクマネジメントや保険に関わる課題や展望に関して自らの実務経験を踏まえた論考が出来る内容であることとし、２０１８年度は次のテーマの中から選択してください。**・激甚化する自然災害に備えた保険仲立人の役割について****・保険仲立人が提供するサービスの顧客にとってのメリットについて****・顧客のリスクマネジメント向上における保険仲立人の役割について****・デジタル革命がもたらす保険仲立人業務への影響について**（２）提出された小論文の著作権は申請者本人に帰属します。極めて優れた論考の場合、本人の同意の上で公表することがあります。 |
| ４．論文審査 | 小論文は、外部有識者2名、協会の理事の中から３名の合計５名の審査委員から構成される審査委員会で審査します。提出者みずからの業務経験を踏まえたオリジナリティーの発露を重視して次の４つの観点から評価します。協会が認定する「保険士」の称号にふさわしい専門職業人としての見識や論理力、説得力を判定します。①問題意識が明確に整理されているか②前提となる現状把握が適確になされているか③論理の展開力や説得力があるか④業界の発展への実務的な応用性があるか**【2018年度審査委員】**米山高生氏　（東京経済大学経営学部教授）**※**吉田桂公氏　（のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士、ＣＦＥ）　**※**平賀　暁　　　（協会理事長、会員サービス委員長）山口　淳　　　（協会副理事長、広報外交委員長）宮武祥夫　　（協会専務理事）**※審査委員（外部有識者）のプロフィールはＰ８に掲載** |
| ５．業務経験自己申告書の審査 | 保険仲立人としての保険媒介業務に従事した経験が３年（皆無も含める）に満たない場合、審査委員会は、申請者が提出した**「業務経験自己申告書」**に記述された業務の内容により、その業務が保険媒介業務に準じた業務として認めうるか否かを判定します。判定された職務に従事した経験年数も応募条件である保険媒介業務の実務経験に含めることができます。 |
| ６．認定者の決定とその後の手続き | （１）11月末までに書類記載事項の精査と論文審査を行い、必要に応じて2018年度の保険仲立人資格更新の結果も踏まえて協会は、認定者を12月中に決定し、認定者に**「保険士認定通知書」（書式３）**を送付します。（２）認定通知と同時に**「保険士認定登録届」（書式４）**、保険士認定者の義務と特典記載した**「保険士認定者の義務と特典」（書式５）**、**「誓約書」（書式６）**をＥメールします。（３）認定者は、協会事務局に12月末までに「保険士認定登録届」（書式４）を添付したＥメールにて提出頂きます。その際、２０１８年度の「保険仲立人資格」更新研修を同時に行っていない者は、認定証用の顔写真（JPEG形式）を必ず添付して下さい。（４）2018年度の「保険仲立人資格」更新研修を同時に行っている者は、更新手続きの手順で提出される顔写真を使用します。（５）認定者は、「誓約書」（書式６）に署名・捺印し事務局宛に提出して下　　さい（提出期限は1月末）。郵送でもＥメール（署名・捺印後PDFファイルに変換の上メールに添付）でも可。（６）上記書類を確認後、認定者に保険士認定証を交付します。（注）保険士の認定証は、保険仲立人資格認定証を兼ねており、保険士の称号、認定番号、認定日が追記されます。 |
| ７．保険士認定の有効期間 | （１）保険士の認定の有効期限は3年としますが、「保険仲立人資格」の有効期限内であることが必須となっていますので、2018年度に保険士認定申請して認定された者で、2018年度末までに更新研修を受講して2019年1月から202１年12年まで「保険仲立人資格」の更新となった者は、保険士の認定も同じく2021年12月まで有効となります。（２）他方、「保険仲立人資格」が、2019年12月までであれば、保険士認定の有効期間は、2019年12月までとなります。これにより、**「保険仲立人資格」の更新期間と保険士認定の有効期間とが同期することになります。** |
| ８．保険士認定の更新手続き | （１）保険士認定を更新しようとするものは、**「保険仲立人資格」の所定の更新手続きを※**行うと共に、「保険士認定更新届」（書式７）に記入してメールに添付して協会事務局保険士専用メールアドレス（pria@jiba.jp）にEメールしてください。**※「保険仲立人資格」更新に関しては協会ホームページ「更新研修」を**ご参照ください。（２）保険仲立人資格の更新料27,000円に保険士認定の更新料3000円を加えた30,000円を下記の口座に振り込みの上、「保険仲立人資格」の更新研修を期限までに修了してください（保険士認定の更新時には小論文を提出はありません）。　銀行の振込手数料は振込人のご負担です。（２）振込口座等　**銀行名/支店名 ：三井住友銀行　日本橋支店****口座番号　　　：　普通 833933****口座名　　　　：　一般社団法人日本保険仲立人協会　更新研修口****ｼｬ）ﾆﾎﾝﾎｹﾝﾅｶﾀﾞﾁﾆﾝｷｮｳｶｲ　ｺｳｼﾝｹﾝｼｭｳｸﾞﾁ**（３）更新研修の修了が確認できた者に、「誓約書」（書式６）を協会事務局から送付するので署名捺印の上、返送してください。「保険士認定者の義務と特典」（書式５）も併せて送付します。「誓約書」の返送があった者に、協会は、保険士認定の更新をして認定書を交付します。 |
| ９．保険士認定者の特典 | （１）)認定者については、認定者の氏名等を協会のホームページ上で公開させて頂きます。（2月中）（２）名刺等に保険士の称号を掲載することができます。（注）認定登録後、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人としての業務に従事することになった者は、それらの業務に従事している間は、名刺への掲載は停止となります。（３）協会主催の研修会等の参加料の減免 |
| １０．保険士認定者の義務 | 次の義務を履行して頂きます。①保険士の称号にふさわしい高い専門性と職業倫理の維持・向上に向けて不断の努力をすること②上記8-(2)の(注)に該当する業務に従事することになった場合は、「保険士認定内容変更届」（書式８）にて協会事務局宛に変更届にて連絡をしてください。③上記②の報告と共に、名刺への称号記載は停止してください。 |

以上

４．2018年度審査委員（外部有識者）のご紹介

米山　高生氏（１９５３年生）東京経済大学　教授

略歴　１９７６年　信州大学人文学部経済学科卒業

１９７９年　横浜国立大学大学院経済学研究科修士課程修了

１９８２年　一橋大学経済学研究科博士課程単位修得満期退学

　１９８３年　日本学術振興会奨励研究員

　１９９２年　英国レデイング大学客員研究員

１９９５年　京都産業大学　経営学部教授

　　　 ２０００年　一橋大学大学院　商学研究科教授

　　　 ２０１７年　３月一橋大学退職（名誉教授）

　　　 ２０１７年　４月より現職

専門分野は、経営史、保険論、リスクマネジメント。研究において１９９６年簡易保険文化財団創立１０周年記念優秀研究賞、２００３年日本郵政公社総裁表彰を受賞。

著書に「リスクと保険の基礎理論」同文館出版社２０１２年、「物語で読み解くリスクと保険入門」日本経済新聞社２００８年など。

生活経済学会会長、日本保険・年金リスク学会会長などを務めるほか、金融審議会「保険商品・サービスの提供の在り方に関するワーキンググループ（２０１３年）」メンバー、法制審議会保険法部会委員などを歴任し、現在、総務省情報通信審議会委員、金融庁行政モニター委員を務める。

吉田　桂公氏（１９７９年生）のぞみ総合法律事務所　パートナー弁護士、公認不正検査士（ＣＦＥ）

略歴　２００２年　司法試験合格

　　　 ２００３年　東京大学法学部卒業

　　　 ２００３年　司法研修所入所（第５７期）

　　 　２００４年　のぞみ総合法律事務所入所

　　　 ２００６年～２００７年　日本銀行決済機構局へ出向

２００７年～２００９年　金融庁検査局へ出向

２００９年　のぞみ総合法律事務所復帰

２０１３年　のぞみ総合法律事務所パートナー就任

２０１４年　公認不正検査士（ＣＦＥ）資格取得

主な取扱業務分野は、金融レギュレーション対応（保険業法、銀行法、金融商品取引法等）、金融事業者等のコンプライアンス態勢構築、訴訟・金融ＡＤＲ対応、調査委員会活動等。

「保険募集と販売ルールまるわかり　募集ルール編」（近代セールス社、２０１６年）など、保険業法対応をはじめとする金融コンプライアンス関係の著書・論文多数。２０１２年４月より当協会の顧問弁護士でもある。

５．書式

|  |
| --- |
| 必要に応じて書式をダウンロードするなどしてお使いください。必要事項をご記入の上、WORDファイル形式で協会事務局保険士専用メールアドレスpria@jiba.jp　　宛てに、Eメールで送付してください。署名捺印が必要なものは、協会事務局に郵送していただくか、ＰＤＦ形式のファイルに変換してＥメールしていただくかどちらでも可です。 |

保険士認定申請書（書式１）　・・・・・・・・・・・　Ｐ１０

業務経験自己申告書（書式２）　・・・・・・・・・　Ｐ１１

保険士認定通知書（書式３）　・・・・・・・・・・・　Ｐ１２

保険士認定登録届（書式４）　・・・・・・・・・・・　Ｐ１３

保険認定者の義務と特典（書式５）・・・・・・・　Ｐ１４

誓約書　（書式６）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１５

保険士認定更新届（書式７）　・・・・・・・・・・・　P１６

保険士認定登録内容変更届（書式８） ・・・・　Ｐ１７

**保険士認定申請書　（書式１）**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請日（西暦年）** | 　　　　年　　月　　日 |
| **申請者の氏名・住所等** |
| 氏名（フリガナ） | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日（西暦年） | 　　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 郵便番号 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　＠ |
| **職業** |
| 務先名 |  |
| 勤務先住所 | 〒 |
| 役職・所属 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　＠ |
| **保険仲立人資格認定に関する事項** |
| 保険仲立人資格認定証番号 |  |
| 有効期限 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 損害保険資格取得日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 生保資格取得日 | 　　　　　　年　　月　　日 |

(注)次の①②の条件を充足した方が、ご応募できます。

①日本保険仲立人協会が実施している損害保険仲立人試験と生命保険仲立人試験の双方に合格し、保険仲立人資格の認定を受けている者（有効期限が過ぎていないこと

②保険仲立人登録して、保険媒介業務に従事した経験が3年以上ある者

なお、保険媒介業務に従事した経験には協会が認めた保険媒介業務に準ずる業務に従事した経験を含めることができます。申請書とともに提出していただく業務経験自己申告書（書式２）の記述内容により審査します。

**業務経験自己申告書　（書式２）**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（フリガナ） | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日（西暦年） | 　　　　年　　月　　日 |

●保険媒介業務またはリスクマネジメントに関連する業務の経験について記述

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従事の期間 | 勤務先 | 所属部署・役職 | 業務内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**保険士認定通知書　（書式３）**

|  |
| --- |
| 保険士認定通知書　氏名　　　：　　　　　　　　　　　　殿生年月日：保険仲立人資格認定証番号：保険士申請番号：当協会は、上記の者を日本仲立人協会認定「保険士」として認定することを決定しましたので、通知いたします。認定日　：保険士認定番号：有効期限　：　一般社団法人　日本保険仲立人協会　（印） |

**保険士認定登録届（書式４）**

|  |  |
| --- | --- |
| **登録届日（西暦年）** | 　　　　年　　月　　日 |
| 氏名（フリガナ） | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日（西暦年） | 　　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 郵便番号 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　＠ |
| **職業** |
| 勤務先名 |  |
| 勤務先住所 | 〒 |
| 役職・所属 |  |
| 電話番号 |  |
| **保険士認定に関する事項** |
| **保険士認定番号** |  | **保険士認定日** | 　　　年　　月　　日 |
| **保険仲立人資格認定番号** |  | **有効期限** | 　　　年　　月　　日 |

**保険士認定証用の顔写真を添付（JPEG形式で）**

* ＨＰ掲載の可否：　　　可　/　否
* 可の場合の掲載項目　：　　所属会社名 /　部署名 /　役職

**保険士認定者の義務と特典　（書式５）**

　・「保険士」の称号にふさわしい高い専門性の維持・向上をめざして不断の研鑽を図り、誠実義務の実践と高い職業倫理の実践に努め、顧客のリスクマネジメント力の向上に寄与貢献することをもって業界の健全な発展に資することに邁進努力すること。

　・「保険士」に認定された者は認定日（毎年12月末頃）の翌年の1月から　協会のＨＰ上で、氏名、勤務先、所属、役職名、認定日を一般に公表する（本人の要請があれば公表しないこともできる）。

　・「保険」は自らの名刺や履歴書に“日本保険仲立人協会認定「保険士」”を称することができる。その場合は、認定番号と認定日を必ず併記すること。

・この自称の権利は、保険仲立人登録会社に属しているか、一般企業で保険の購入者または利用者であることを前提とする。　すなわち、**保険仲立人以外の保険募集に従事する者は、顧客の誤認を防止する観点から、当協会認定の保険士を自称または公称してはならない。**

・保険士の認定を得た者が、上記の保険仲立人以外の保険募集人となった場合は、速やかにその旨を協会に報告する。

・協会は、上記報告に基づき保険士認定者の公表リストから削除する。ただし、保険士の認定そのものは有効期限内であれば有効であり、所定の手続きで更新手続きを行えば更新することも可能である。　上記の措置は、あくまで、顧客の誤認を防止するための措置である。

・保険士認定者は、申し出により、協会主催の研修会等の参加料を減免する。減免の内容は、研修会等の都度、協会より案内する。

・上記以外にも、所属先、連絡先（住所、メールアドレス、役職）に変更があった場合は、変更届にて協会に報告する。

・自称権利が消滅した際は、速やかに名刺などでの自称、公称を停止すること。

以上

**誓約書（書式６）**

私、　　　　　　　　　　　　　は、一般社団法人　日本保険仲立人協会認定「保険士」の称号を付与された者として以下のことを遵守して、認定保険士にふさわしい職業人として保険仲立人の業務をとおして社会に貢献していくべく、次のことを宣誓いたします。

記

１．切磋琢磨、自己研鑽につとめ、顧客にとって価値ある保険プログラムの設計、提案、締結の媒介、契約維持、リスクマネジメントからのアドバイスの提供・契約締結の支援に最善を尽くすことを目指します。

２．保険業法の主旨を理解しその精神に則り、法令その他規制を遵守します。

３．顧客にとって何がベストなのかを追求します。

４．顧客の誤認防止の為、この称号を顧客に提示する（名刺や付記、書面への印刷など）ことができるのは、保険仲立人として所管の財務局に登録して保険仲立人として業務を行っていることが前提であることを承知しています。

５、保険仲立人登録から外れたら、「保険士」の称号を称せず明示しません。

６．保険士の認定期限を超えたら「保険士」の称号を称せず明示しません。

７．保険仲立人登録から外れて保険仲立人以外の保険募集人に登録がなされた時は、速やかに保険仲立人協会にその旨を定められた方法で届け出ます。

８．認定申請書並びに業務自己申告書等に記載した事項に虚偽はありません。

日付

署名　　　　　　　　　　　　　　印

以上

**保険士認定更新届　（書式７）**

|  |  |
| --- | --- |
| **更新届日（西暦年）** | 　　　　年　　月　　日 |
| 氏名（フリガナ） | 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日（西暦年） | 　　　　年　　月　　日 |
| ※住所　　　 | 郵便番号 |
| ※電話番号　 |  |
| ※メールアドレス | 　　　　　　　　　　＠ |
| **職業** |
| ※勤務先名 |  |
| ※勤務先住所 | 〒 |
| ※役職・所属 |  |
| ※電話番号 |  |
| **保険士認定に関する事項** |
| **保険士認定番号** |  | **保険士認定日** | 　　　年　　月　　日 |
| **保険仲立人資格認定番号** |  | **有効期限** | 　　　年　　月　　日 |

* 保険士認定申請、保険仲立人資格更新で協会に通知している内容に変更がない場合は記入を省略できます。

**注　「保険仲立人資格」の更新については、所定の更新手続きを必ずこの届とは別に行ってください。**

**保険士認定内容変更届　（書式８）**

私、　　　　　　　　　　　　　　　　、保険士認定番号　　　　　　　　　　　　は、保険士認定登録で協会に届け出ていた事項に下記の通り変更があったので報告いたします。

記

**【登録事項に関する変更内容】**変更があった項目のみ記入

|  |  |
| --- | --- |
| 自宅住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　　＠ |
| 勤務先名 |  |
| 同住所 | 〒 |
| 所属・役職 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　　　　＠ |

ＨＰ掲載の可否　　　 　：　　　　可　/ 否

可の場合の掲載項目　：所属会社名　部署名　役職

　**【特典の消滅事由】**　消滅事由に該当する場合のみ記入

|  |  |
| --- | --- |
| 保険募集人の形態 |  |
| 変更日 |  |

私、この保険募集人の形態が変更となった日以降の、名刺への保険士称号の記載、並びに認定証の顧客等への提示などの自称・公称を停止しました。

日付

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

以上